

長崎県五島中央病院売店運営企画提案書作成要領

1. 件名

長崎県五島中央病院売店運営

2. 運営場所

長崎県五島市吉久木町 205 番地

長崎県五島中央病院 1階

3. 施設概要

別添「長崎県五島中央病院の概要について」の他、当院ホームページ (<https://www.gotocyuoh-hospital.jp/>) を参照。

4. 企画提案書の作成について

(1) 企画提案書 様式はA4版・縦型・横書き・左綴じとする。

提出書類は以下のとおりとする。

- ① 企画提案書 (提案様式1)
- ② 長崎県五島中央病院売店運営事業者選定に係る企画提案書表紙 (提案様式2)
- ③ 法人等概要書 (提案様式3)
- ④ 受託実績一覧表 (提案様式4)
- ⑤ 事業内容等に係る企画提案 (提案様式5)
- ⑥ 使用料提案書 (提案様式6)

(2) 提出部数 企画提案書 10部 (1部を正本とし、残りは複写で可)

(3) 提出場所 長崎県五島市吉久木町 205 番地

長崎県五島中央病院 財務係

(4) 提出期限 令和8年6月17日 (水) 午後5時必着

(5) 提出方法 持参又は郵送 (一般書留郵便、簡易書類郵便、特定記録又はレターパックとする) にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例 (平成21年長崎県病院企業団条例第3号) 第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで (来院する場合は、正午から午後1時までを除く。) とする。

5. 失格要件

(1) 提出期限に遅れた場合

(2) 調査項目に示された条件に大幅に適合していない場合

(3) 提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(4) 虚偽の内容が記載されている場合

6. 選定方法等

(1) 参加者から提出された企画提案書に基づいて、当院の委員会が総合的な審査を

行い、評価点により評価順位を決定する。ヒアリング等が必要となった場合は、別途通知するものとする。

- (2) 評価順位が第一位の者を優先交渉権者とし、次順位の者を次点交渉権者とする。
- (3) 優先交渉権者と別途協議を行い、協議が整った場合は運営事業者として決定する。
- (4) 優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と同様の手続きを行う。
- (5) 参加者が1者のみであった場合についても同様の手続きを行う。
- (6) 運営事業者の決定後、決定事業者のみを全参加者に通知する。なお、参加者の評価点数等については公表しない。

7. 企画提案書作成等経費

企画提案書の作成・提出及びヒアリング等に関し必要となった費用は参加者の負担とする。

また、提出された書類等は採否に関わらず返却しない。

8. その他

- (1) 選定結果についての異議申し立ては認めないものとする。
- (2) 記載漏れ、誤字・脱字等がないように注意すること。
- (3) 売店の運営に関する基本事項等については、「長崎県五島中央病院売店運営に係る諸条件等について」を参照すること。
- (4) 今回の公募に関して知り得た情報に関して守秘義務を課すものとする。